3　経済産業大臣は、確認申請書及び前項の書類のほか、法第二条第二十項の確認を受けようとする生産性向上設備等が第六条の四各号に掲げる基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（特定生産性向上設備等の確認）

第六条の二　経済産業大臣は、前条の規定により確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに第六条の四各号に掲げる基準に照らしてその内容を審査し、法第二条第二十項の確認をするときは、様式第二による確認書を申請者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の場合において、法第二条第二十項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

（新設）

（変更の確認）

第六条の三　法第二条第二十項の確認を受けた者は、当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画を変更しようとするときは、様式第四による変更確認申請書（以下この条において「変更確認申請書」という。）を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　変更確認申請書の提出は、変更前の特定生産性向上設備等投資計画の写し及び当該特定生産性向上設備等投資計画に係る確認書（次項の規定による変更の確認があったときは、当該変更の確認に係る同項の変更確認書）を添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定により変更確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに次条各号に掲げる基準に照らしてその内容を審査し、法第二条第二十項の確認をするときは、様式第五による変更確認書を変更確認申請者（第一項の規定により変更確認申請書を経済産業大臣に提出した者をいう。次項において同じ。）に交付するものとする。

（新設）

4　経済産業大臣は、前項の場合において、法第二条第二十項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第六による通知書を変更確認申請者に交付するものとする。

5　第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の変更確認申請書の提出について準用する。

（特定生産性向上設備等の確認の基準）

第六条の四　法第二条第二十項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した特定生産性向上設備等投資計画（次の算式により算定した年平均の投資利益率が十五パーセント以上となることが見込まれるものに限り、建物のみの取得等を行おうとするものを除く。以下この条において同じ。）の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

当該特定生産性向上設備等投資計画に基づき設備の取得等をする年度の翌年度から、当該取得等をする設備（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアであって、第三号及び第六号に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して五年度以上十年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と当該特定生産性向上設備等投資計画に基づき取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額÷当該特定生産性向上設備等投資計画に基づき取得等をする設備の取得価額の合計額